

○ 太田市外三町広域清掃組合職員等 の旅費の支給に関する規則

平成 1 1 年 6 月 1 日

規 則 第 1 1 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合職員等の旅費に関する条例（平成 1 1 年 6 月 1 日条例第 2 0 号）の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合職員等に対して支給する旅費に関しては、太田市職員等の旅費支給に関する規則（平成 1 7 年太田市規則第 7 2 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号）

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。